福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金 (エネルギーコスト削 減 補 助 金) 公 募 案 内

県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。省エネルギ 一効果の高い設備・機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、 地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによる CO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」 の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

補助対象者

県内の中小企業等(中小企業、組合等)

補助上限額

300万円(補助下限額20万円)

補助率

2/3以内

補助対象経費

①エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費

ア 高効率照明(LED等) イ 空調設備



※蛍光管等からLEDの更新



※給湯室のエアコン等、直接的な事 業活動に使用しない機器は対象にな りません。

ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫



※給湯室の冷蔵庫等、直接的な事業活 動に使用しない機器は対象になりません。

工 機械設備等





※工作機械、プレス機械、加工機 械等の生産設備が対象。

才 特殊車両等





※作業場において作業をすることを目的とする機械、又は装置に該当す るもの。

※自動車、トラック等主に公道を走行する車両は対象になりません。

②省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費(工事費等)

③省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用

補助要件

- ①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。製品カ タログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少す る証明を受けること。
- ②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10 月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること。

補助金受給までの流れ

応募申請

令和7年3月24日(月)13時

~令和7年5月23日(金)17時

※申請額が予算に達成した時点で

申請を締め切る場合があります。



查

精 算 払 請 求



【応募受付期間】

(1事業者1回まで)



交付決定

事務局にて申請内容、提出書類

交付決定日以降事業を実施し、 事業実施期間中に、実績報告を

してください。

実 績 報 告

補助金額が確定した後、 指定の口座に補助金を お支払いします。

審査で問題がない事業者を随時

等の審査、精査を行います。

交付決定とし通知します。

※不足資料の徴求や補助金の減額、

「不交付」になる場合があります。

【事業実施期間】

交付決定日

~令和7年11月28日(金)

お問い

福島県エネルギーコスト削減補助金事務局 コールセンター

TEL:0120-853-775 (9時30分~17時30分 土日祝日除<)

補助金ホームページ URL:https://fukushima-energycost.jp/

(福島県中小企業団体中央会 経営支援課 TEL: 024-536-1265)

合わせ

